

令和元年9月定例会

議案説明資料

教育委員会

令和元年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例(令和元年8月5日専決)	教育総務課	1~2
第10号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 教育センター いじめ・不登校 総合対策センター 博物館	3

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和元年8月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の改正理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 条例の概要 ア 権限の特例を定める規定中引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改める。 イ 施行期日は、公布日（令和元年8月9日）とする。</p>

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成 11 年鳥取県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権限の特例) 第 2 条 <u>法第 23 条第 1 項第 2 号及び第 4 号</u> に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。	(権限の特例) 第 2 条 <u>法第 23 条第 1 項第 1 号及び第 3 号</u> に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育センター	物品 保守	ノートパソコン	11台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	1,237,680	令和元年7月1日 ～令和6年6月30日	鳥取県教育センター
2	いじめ・不登校総合対策センター	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	342,144	令和元年8月1日 ～令和5年3月31日	鳥取県教育支援センター (ハートフルスペース)
3	博物館	物品 保守	デスクトップパソコン ノートパソコン プリンター スキャナー	1台 1台 2台 1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,920,000	令和元年8月1日 ～令和6年7月31日	鳥取県立博物館
4	八頭高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	2台 1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,088,640	令和元年9月1日 ～令和6年8月31日	鳥取県立八頭高等学校
5	境高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	境港市浜ノ町132番地 株式会社やまさき	767,232	令和元年9月1日 ～令和5年8月31日	鳥取県立境高等学校

